

石川県消防広域化推進計画

石川県における自主的な市町の消防の広域化の推進
及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画

令和2年10月

石 川 県

目 次

第1章	県内消防の現況及び将来の見通し	1
1	消防常備化の経緯	1
2	県内消防の概況	1
(1)	県内消防の概況	1
(2)	消防需要の動向	4
(3)	消防力の状況及び運営上の課題	7
3	消防を取り巻く環境の変化と将来の見通し	8
(1)	災害や事故の大規模化・多様化等	8
(2)	少子高齢化に伴う管轄人口の減少	9
(3)	市町の財政状況	9
第2章	自主的な市町の消防の広域化の推進	10
1	消防の広域化の必要性	10
2	消防の広域化に向けたこれまでの取り組み	11
(1)	石川県消防広域化基本計画の策定	11
(2)	石川県消防広域化検討会議の設置	12
(3)	石川県消防広域化推進計画の策定	13
(4)	広域化対象市町の変更	15
第3章	自主的な市町の消防の広域化の対象となる市町の組合せ	16
第4章	自主的な市町の消防の広域化を推進するために必要な措置	18
1	広域化対象市町における広域消防運営計画の作成	18
2	消防の広域化の実現の期間	19
3	消防の広域化の手法（方式）	19
4	消防の連携・協力	19
(1)	高機能消防指令センターの共同運用	19
(2)	消防用車両の共同整備	20

5	消防の広域化に向けた国・県の支援	20
(1)	国の支援	20
(2)	県の支援	20
第5章	広域化後の消防の円滑な運営の確保	20
1	消防体制の整備	20
2	構成市町等間関係	20
3	広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策	21
第6章	市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保	21
1	消防団との連携の確保	21
2	防災・国民保護担当部局との連携の確保	22

【資料】

	石川県消防広域化検討会議設置要綱	24
	消防組織法（抜粋）	26
	市町村の消防の広域化に関する基本指針	28

第1章 県内消防の現況及び将来の見通し

1 消防常備化の経緯

本県では、昭和23年3月の消防組織法の施行を受け、昭和23年11月に金沢市に消防本部が設置されて以後、順次、消防の常備化が進捗し、昭和30年には4消防本部、昭和52年には11消防本部となった。その後、平成2年10月に、能美郡広域事務組合消防本部が常備化されたことにより12消防本部体制となり、県内の消防常備化率は100%になった。

平成17年10月に、加賀市と山中町の合併に伴い山中町消防本部が廃止され、加賀市消防本部に統合された。また、平成25年3月には、七尾鹿島広域圏事務組合の解散に伴い、七尾市が同組合の消防事務を引き継ぎ、消防本部名を七尾鹿島消防本部と変更した。中能登町は七尾市に消防事務を委託することとした。

その後、平成29年3月に、能美広域事務組合の解散に伴い、能美市が新たに能美市消防本部を発足させ、川北町は、白山野々市広域事務組合に加入し消防事務を行うこととした。これらを経て、現在は11消防本部体制となっている。

2 県内消防の概況

(1) 県内消防の概況

令和2年4月1日現在、県下の消防体制は、11消防本部、25消防署、31出張所で消防吏員数は1,566人となっている。

消防吏員数については、平成23年から令和2年までの直近10年間の状況で見ると、少しずつではあるが増加傾向で推移している。

消防本部を消防吏員の規模別に見ると、消防吏員数400人以上が1消防本部、200人以上300人未満が1消防本部、100人以上200人未満が5消防本部、50人以上100人未満が2消防本部、50人未満が2消防本部となっている。

また、管内人口の規模別で見ると、管内人口30万人以上が1消防本部、10万人以上20万人未満が2消防本部、5万人以上10万人未満が4消防本部、5万人未満が4消防本部となっている。

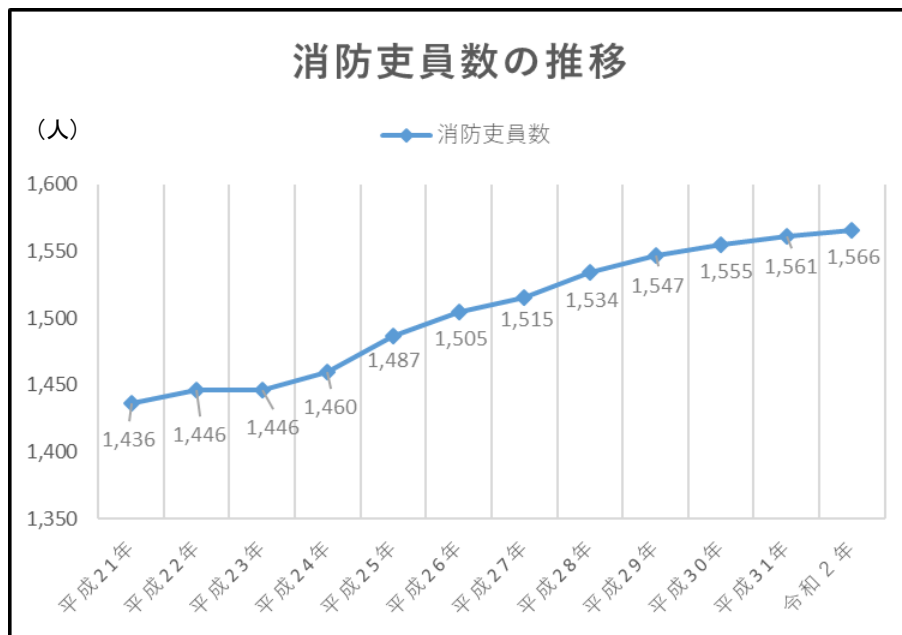
管内面積については、約20～1,130k㎡と大きな開きがある。

【平成 21 年から令和 2 年までの県内の消防機関数と消防職員数の推移(各年 4 月 1 日現在)】

区 分	消防本部数	消防署数	出張署数	消 防 職 員		
				消防吏員 (人)		その他の職員 (人)
					平均年齢 (歳)	
平成21年	11	24	34	1,436	40.7	11
平成22年	11	24	34	1,446	40.1	11
平成23年	11	24	34	1,446	39.5	12
平成24年	11	24	34	1,460	39.1	12
平成25年	11	24	34	1,487	38.4	10
平成26年	11	24	34	1,505	37.9	12
平成27年	11	24	34	1,515	37.3	10
平成28年	11	24	34	1,534	37.3	8
平成29年	11	25	31	1,547	37.0	9
平成30年	11	25	31	1,555	36.9	12
平成31年	11	25	31	1,561	37.0	14
令和 2 年	11	25	31	1,566	—	17

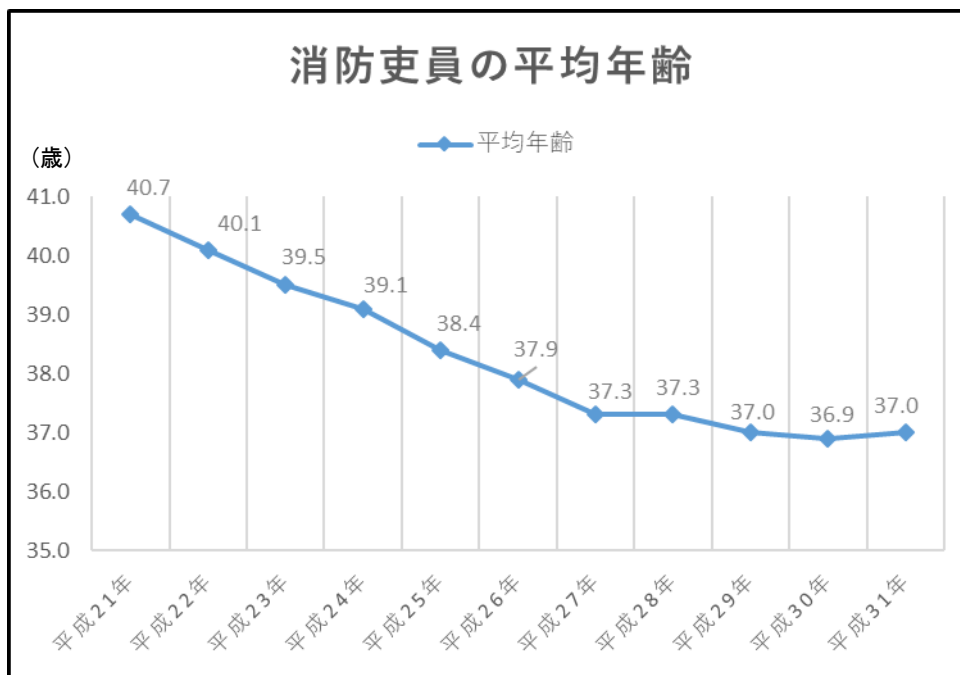
出典：「石川県消防防災年報」

【平成 21 年から令和 2 年までの県内の消防吏員数の推移】



掲載データ：「石川県消防防災年報」※令和 2 年は消防庁「消防防災現況調査」より

【平成 21 年から平成 31 年までの県内の消防吏員平均年齢の推移】



掲載データ：「石川県消防防災年報」

【県内の消防本部の状況】

消防本部	設置年月日	署所数		消防職員 (人)				管内状況		
		消防署	出張所	条例定数	職員数計	うち消防吏員	うちその他職員	構成	人口 (人)	面積 (km ²)
金沢市消防局	S23. 11. 25	3	9	426	433	426	7	市単独	465,699	468.79
七尾鹿島消防本部	S46. 4. 1	3	3	143	143	141	2	七尾市単独 ※中能登町の消防事務を受託	72,896	407.74
小松市消防本部	S29. 10. 1	2	3	140	133	133	0	市単独	106,919	371.05
加賀市消防本部	H17. 10. 1	1	4	123	115	114	1	市単独	67,186	305.87
かほく市消防本部	S52. 4. 1	1	1	60	60	59	1	市単独	34,219	64.44
能美市消防本部	H29. 4. 1	1	2	106	92	90	2	市単独	48,881	84.14
津幡町消防本部	S30. 6. 1	1	0	52	46	45	1	町単独	36,968	110.59
内灘町消防本部	S49. 4. 1	1	0	34	34	33	1	町単独	26,987	20.33
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	S47. 4. 1	3	1	116	112	112	0	1市2町 (羽咋市、志賀町、宝達志水町)	55,325	440.14
白山野々市広域圏消防本部	S50. 4. 1	5	3	230	224	224	0	2市1町 (白山市、野々市市、川北町)	170,733	783.13
奥能登広域圏事務組合消防本部	S47. 4. 1	4	5	193	191	189	2	2市2町 (輪島市、珠洲市、穴水町、能登町)	68,195	1,130.00
合計	—	25	31	1,623	1,583	1,566	17	—	1,154,008	4,186.22

※「署所数・消防職員」は消防庁の「消防防災現況調査」(R2. 4. 1 現在)より、「人口」はH27年国政調査結果より、「面積」は国土地理院公表データ (R2. 7. 1 現在)より

(2) 消防需要の動向

火災の発生状況については、昭和 53 年の 588 件をピークに減少傾向にあり、平成 26 年以降は 250 件前後で推移している。

【平成 21 年から平成 30 年までの本県の火災件数の推移】

区 分	火災種別						計
	建物 火災	林野 火災	車両 火災	船舶 火災	航空機 火災	その他 火災	
平成21年	204	28	48	2	1	81	364
平成22年	162	11	49	0	0	66	288
平成23年	172	23	43	1	0	83	322
平成24年	182	13	42	0	0	96	333
平成25年	167	15	42	0	0	98	322
平成26年	128	20	37	0	0	72	257
平成27年	132	17	32	1	0	58	240
平成28年	144	8	34	0	0	58	244
平成29年	135	7	43	0	0	60	245
平成30年	134	14	38	0	0	57	243

出典：「石川県消防防災年報」

防火対策については、違反對象物への指導強化、外国人への対応、住宅用火災警報器の設置等の推進、小規模飲食店等の火災予防対策等、新たな対応が求められている。

防火対象物や危険物施設については、近年、増加傾向にないものの、高齢化の進展や社会変化等に伴い、自力避難困難者の増加が予想されることや、危険物施設の複雑・多様化、高経年化による腐食や劣化などから、予防業務を着実かつ効果的に実施していく必要がある。

【平成 21 年から平成 31 年までの県内の防火対象物の推移(各年 3 月 31 日現在)】

防火対象物の種類 年	(一)		(二)			(三)		(四)	(五)		(六)				(七)	(八)
	イ	ロ	イ	ロ	ニ	イ	ロ	物	イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ		
	劇場・映画館等	公会堂・集会場	遊技場等	遊技場等	ボウリング場等	料理店等	飲食店等	物販店	旅館・ホテル	共同住宅	病院・診療所	特別養護老人ホーム等	老人デイサービス等	幼稚園・盲学校	学校	図書館・美術館
平成21年	76	1,463	5	126	20	122	1,079	2,088	930	12,900	721	1,044	-	112	843	141
平成22年	82	1,487	5	127	18	117	1,091	2,119	901	12,966	728	1,051	-	87	821	144
平成23年	77	1,470	5	120	19	116	1,051	2,080	846	12,971	729	1,116	-	95	819	146
平成24年	77	1,479	4	122	19	107	1,049	2,102	822	12,943	744	379	805	94	829	142
平成25年	71	1,418	4	122	21	96	1,030	2,123	778	12,830	735	414	827	95	827	143
平成26年	72	1,486	4	117	24	99	1,130	2,155	775	12,865	748	449	860	93	826	146
平成27年	74	1,470	4	114	22	98	1,030	2,158	771	12,705	753	488	850	87	816	145
平成28年	73	1,461	4	116	21	97	1,057	2,177	777	12,758	728	502	970	89	802	148
平成29年	76	1,460	3	112	22	95	1,060	2,164	768	12,795	748	523	902	85	796	145
平成30年	74	1,547	2	106	21	68	1,163	2,238	804	12,996	723	544	938	84	821	150
平成31年	75	1,549	2	101	23	67	1,195	2,213	723	12,767	700	552	939	79	810	145

防火対象物の種類 年	(九)		(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	(十六)		十六の2	(十七)	(十八)	計
	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	倉庫	官公署・事務所	複象合用途(防火特定)	複象合用途(一般)	地	文	ア	
	特	一	停	神	工	ス	駐	航					の	化	イ	
	殊	般	車	社	場	タ	車	空					下	財	ケ	
	浴	浴	場	・	作	ジ	場	格					街		ー	
	場	場	場	寺	業	オ	場	納							ド	
平成21年	20	107	24	1,268	10,370	4	453	28	5,173	5,417	3,657	1,999	1	101	1	50,293
平成22年	23	105	24	1,272	10,321	4	457	28	5,125	5,458	3,793	2,160	1	109	1	50,625
平成23年	22	100	23	1,222	10,188	4	453	33	5,059	5,225	3,666	1,967	1	113	23	49,759
平成24年	20	97	23	1,225	10,145	4	456	28	5,016	5,331	3,703	2,020	1	116		49,902
平成25年	17	94	25	1,184	9,841	4	453	28	4,980	5,313	3,642	2,032	1	116		49,264
平成26年	17	94	26	1,229	9,886	4	462	28	5,061	5,600	3,735	2,009	1	119		50,120
平成27年	19	89	25	1,234	9,759	3	449	28	4,890	5,488	3,716	2,014	1	122		49,422
平成28年	18	86	26	1,192	8,415	4	454	28	4,844	5,523	3,673	2,005	1	120	1	48,170
平成29年	19	84	26	1,190	9,433	4	458	28	4,866	5,588	3,721	2,026	1	122	1	49,321
平成30年	17	86	35	1,251	9,557	4	481	28	4,933	5,771	3,914	2,210	1	126	1	50,694
平成31年	13	67	32	1,247	9,456	2	495	30	4,808	5,985	3,808	2,209	0	125	1	50,218

※(二)項へ及び(十六)の3項については、対象物がないため省略。消防法改正により(二)項ニを追加(平成20年10月1日施行)

出典：「石川県消防防災年報」

【平成 21 年から平成 31 年までの県内の完成検査済危険物施設数の推移(各年 3 月 31 日現在)】

施設名 年	製造所	貯蔵所								取扱所						合	事
		屋	屋	屋	地	簡	移	屋	小	給	第	第	移	一	小		
		内	外	内	下	易	動	外	計	油	1	2	送	般	計	計	所
		ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	計	売	種	種	送	般	計	計	所
		ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	計	売	販	販	送	般	計	計	所
平成21年	34	578	799	126	2,309	12	1,236	112	5,172	905	8	5	8	719	1,645	6,851	3,817
平成22年	35	583	791	125	2,258	12	1,222	110	5,101	874	8	5	8	705	1,600	6,736	3,752
平成23年	36	571	774	120	2,195	12	1,181	100	4,953	845	8	5	8	702	1,568	6,557	3,649
平成24年	35	569	760	117	2,126	12	1,177	89	4,850	828	8	5	8	700	1,549	6,434	3,570
平成25年	35	564	743	114	1,978	11	1,154	83	4,647	817	8	5	8	685	1,523	6,205	3,443
平成26年	36	566	714	117	1,882	10	1,158	80	4,527	801	7	5	8	679	1,500	6,063	3,312
平成27年	37	566	694	115	1,820	10	1,151	81	4,437	780	6	5	8	662	1,461	5,935	3,208
平成28年	36	562	685	109	1,765	10	1,138	72	4,341	763	6	5	8	656	1,438	5,815	3,156
平成29年	37	555	673	106	1,718	9	1,121	65	4,247	748	6	5	8	649	1,416	5,700	3,114
平成30年	37	550	671	103	1,690	9	1,118	62	4,203	742	6	5	8	646	1,407	5,647	3,097
平成31年	35	559	663	101	1,641	9	1,101	62	4,136	734	6	5	8	635	1,388	5,559	3,056

出典：「石川県消防防災年報」

救急業務については、出動件数・搬送人員数ともに年々増加しており、平成21年と平成30年の本県の救急出動件数を見ると、平成21年の35,064件に対し、平成30年は46,174件と10年間で約1.3倍に増加している。

そのような中、救急救命士については、現在、すべての消防本部の救急隊に配属されており、気管挿管や薬剤投与に加え、心肺機能停止前の静脈路確保や輸液等、医師の指示に基づき処置できる範囲が拡大されるなど、救急業務の高度化が進んできた。

【平成21年から平成30年までの県内の救急出動件数の推移】

区分	急病	交通事故	一般負傷	労働災害	自損行為	加害	運動競技	火災	水難	自然災害	その他	計
平成21年	21,187	3,805	5,266	330	529	149	230	131	42	0	3,395	35,064
平成22年	22,988	3,896	5,602	343	527	193	266	102	41	5	3,470	37,433
平成23年	23,772	3,801	6,060	400	519	165	312	102	36	2	3,438	38,607
平成24年	24,507	3,711	5,867	368	477	149	287	133	55	8	3,468	39,030
平成25年	24,888	3,789	6,026	367	441	141	284	119	51	8	3,441	39,555
平成26年	25,178	3,767	6,231	429	385	157	262	129	35	2	3,491	40,066
平成27年	26,246	3,667	6,279	342	425	159	301	118	59	1	3,579	41,176
平成28年	27,379	3,573	6,622	420	367	142	377	130	52	8	3,609	42,679
平成29年	28,085	3,504	6,977	421	358	138	368	125	35	2	3,860	43,873
平成30年	30,050	3,034	7,259	450	351	160	367	129	52	13	4,309	46,174

出典：「石川県消防防災年報」

救助業務については、平成21年から平成30年までの本県の出動件数を見ると、建物等による事故による出動件数は増加傾向にあるものの、年間の出動件数は、ほぼ横ばいで推移している。

【平成21年から平成30年までの県内の救助出動件数の推移】

区分	火災		交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他の事故	計
	建物	建物以外									
平成21年	41	3	230	39	2	23	16	14	0	148	516
平成22年	33	2	253	49	1	13	44	8	0	138	541
平成23年	27	3	234	38	2	21	40	3	0	146	514
平成24年	43	0	211	59	2	20	56	7	0	164	562
平成25年	28	2	264	45	4	9	63	3	0	147	565
平成26年	31	1	290	38	1	16	77	5	0	144	603
平成27年	28	1	279	58	0	12	71	13	0	117	579
平成28年	36	3	261	40	0	14	93	3	0	151	601
平成29年	26	5	238	36	3	14	99	4	0	131	556
平成30年	23	1	246	50	17	14	100	5	0	178	634

出典：「石川県消防防災年報」

消防の広域応援については、平成 19 年能登半島地震において、全国から緊急消防援助隊の応援を受けたほか、県内消防本部から能登地区への応援を実施した。

また、緊急消防援助隊については、令和 2 年 4 月 1 日現在、県内で 85 隊登録しており、平成 16 年の新潟・福島豪雨、福井豪雨、中越地震、平成 19 年中越沖地震、平成 20 年岩手・宮城内陸地震、平成 23 年東日本大震災において、石川県隊が現地で活動した。

(3) 消防力の状況及び運営上の課題

業務運営上の課題として、規模が小さい消防本部の方が、火災出動体制については車両・人員の絶対数が少ないため、第 2 次出動以降の体制の確保が十分ではなく、高機能資機材の保有状況についても、はしご車や化学消防自動車の保有数量は少ない傾向にある。また、業務の専任体制についても水準が低い傾向にある。

人事管理面の課題として、規模が小さい消防本部の方が、人事ローテーションや兼務の関係により人材育成が困難となりがちであり、また、職員数が少ないため職員の長期教育派遣が困難となっている。

財政運営面の課題として、規模が小さい消防本部では財政規模が小さく、はしご車や化学消防自動車などの高価な資機材の導入に困難を伴うことが考えられる。

このほか、組合消防本部の中には、各市町に係る経費をそれぞれが負担する、いわゆる「自賄い方式」により運営されている消防本部があり、署所の再配置等、業務の効率化を図ることが難しく、また、消防職員の処遇の不均衡や、署所間での人事交流を図ることができないなど、一体的な運用を行うことが困難な状況が見られる。

【消防ポンプ自動車の出動台数等の状況】

消防本部	管轄人口(人)	管轄面積(km ²)	消防吏員数(人)	消防ポンプ自動車の出動台数(台)			火災出動 放水開始 平均時間 (分)	救急出動	
				整備数 (署所管理分)	第 1 出 動台数	第 2 出 動以降 のため の台数		現場到着 平均時間 (分)	病院収容 平均時間 (分)
金沢市	465,699	468.79	427	14	6~7	7~8	9.1	7.2	29.9
七尾鹿島	72,893	407.74	141	7	3~4	3~4	13.0	9.5	34.3
小松市	106,919	371.05	133	6	5	1	9.0	6.8	31.8
加賀市	67,186	305.87	113	8	4	4	9.9	6.4	31.5
かほく市	34,219	64.44	57	3	3	0	5.5	6.3	34.2
能美市	48,881	84.14	88	4	3	1	15.6	6.6	35.6
津幡町	36,968	110.59	45	2	2	0	9.7	7.1	38.4
内灘町	26,987	20.33	34	2	2	0	10.0	7.3	31.9
羽咋郡市(広)	55,325	440.14	110	6	3	3	12.4	7.9	41.2
白山野々市(広)	170,733	783.13	224	10	4	6	12.0	7.1	35.6
奥能登(広)	68,195	1,130.00	189	12	2~4	8~10	15.4	9.6	39.1

※「管轄面積」は国土地理院公表データ(R2.7.1現在)より、「消防吏員数」は石川県消防防災年報(H31.4.1現在)より、「消防ポンプ自動車の出動台数」はR2.3県独自調査、「火災出動・救急出動」は消防庁のH30消防力カードより

【消防車両の整備状況 (H31. 4. 1 現在)】

消防本部	管轄人口 (人)	管轄面積 (km ²)	消防吏員数 (人)	消防ポンプ自動車(台) (署所管理分)			はしご自動車 (台)			化学消防車 (台)			救急自動車 (台)			救助工作車 (台)		
				算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率	算定数	整備数	充足率
金沢市	465,699	468.79	427	18	14	77.8%	3	3	100.0%	3	3	100.0%	12	9	75.0%	2	2	100.0%
七尾鹿島	72,893	407.74	141	7	7	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	6	6	100.0%	1	1	100.0%
小松市	106,919	371.05	133	10	6	60.0%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	6	5	83.3%	2	1	50.0%
加賀市	67,186	305.87	113	8	8	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	4	4	100.0%	1	1	100.0%
かほく市	34,219	64.44	57	3	3	100.0%	0	0	-	0	0	-	2	2	100.0%	1	1	100.0%
能美市	48,881	84.14	88	5	4	80.0%	1	0	0.0%	2	1	50.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%
津幡町	36,968	110.59	45	2	2	100.0%	0	0	-	0	1	-	2	2	100.0%	1	1	100.0%
内灘町	26,987	20.33	34	2	2	100.0%	0	0	-	0	0	-	1	1	100.0%	1	0	0.0%
羽咋郡市(広)	55,325	440.14	110	5	6	120.0%	2	2	100.0%	3	3	100.0%	4	4	100.0%	1	1	100.0%
白山野々市(広)	170,733	783.13	224	10	10	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	8	8	100.0%	1	1	100.0%
奥能登(広)	68,195	1,130.00	189	12	12	100.0%	1	0	0.0%	2	2	100.0%	9	9	100.0%	1	1	100.0%

※消防庁の「消防施設整備計画実態調査」より

【救急隊員の専任・兼任の状況 (H31. 4. 1 現在)】

消防本部	管轄人口 (人)	管轄面積 (km ²)	消防吏員数 (人)	救急隊員数(人)			兼任の割合 (%) (①/②)
				専任	兼任 (①)	計 (②)	
金沢市	465,699	468.79	426	98	12	110	10.9%
七尾鹿島	72,893	407.74	141	27	26	53	49.1%
小松市	106,919	371.05	133	26	19	45	42.2%
加賀市	67,186	305.87	114	0	65	65	100.0%
かほく市	34,219	64.44	59	9	29	38	76.3%
能美市	48,881	84.14	90	0	50	50	100.0%
津幡町	36,968	110.59	45	0	25	25	100.0%
内灘町	26,987	20.33	33	0	21	21	100.0%
羽咋郡市(広)	55,325	440.14	112	0	85	85	100.0%
白山野々市(広)	170,733	783.13	224	0	144	144	100.0%
奥能登(広)	68,195	1,130.00	189	0	155	155	100.0%
計	1,154,005	4,186.22	1,566	160	631	791	79.8%

出典：「石川県消防防災年報」

3 消防を取り巻く環境の変化と将来の見通し

(1) 災害や事故の大規模化・多様化等

近年の消防を取り巻く環境は、平成 23 年の東日本大震災や平成 30 年の西日本豪雨に見られる大規模化、NBC 災害やテロ災害、武力攻撃災害等に見られる多様化、さらには、将来起こり得るとされる南海トラフ地震や首都直下地震への対応等、大きく変化している。

石川県においても、平成 19 年の能登半島地震をはじめ、平成 8 年のロシアタン

カー油流出事故などの自然災害や事故災害が発生している。

これらの災害や事故に対応するためには、一度に多数の部隊や資機材の投入、さらには高度な資機材も必要となる。

(2) 少子高齢化に伴う管轄人口の減少

少子高齢化社会を迎え、本県においても、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、令和2年から25年後の令和27年にかけて、全ての消防本部の管轄人口が減少する見通しとなっている。

特に、奥能登広域圏事務組合消防本部が管轄する能登北部地域では、令和27年には令和2年の人口の約半数となる見通しとなっている。

【本県の人口将来推計】

区分		2020年 令和2年	2025年 令和7年	2030年 令和12年	2035年 令和17年	2040年 令和22年	2045年 令和27年
消防本部	市町						
金沢市	金沢市	467,547	465,330	460,264	452,270	441,714	429,826
七尾鹿島	七尾市	52,376	49,278	46,123	42,970	39,713	36,580
	中能登町	16,544	15,454	14,328	13,218	12,108	11,077
	計	68,920	64,732	60,451	56,188	51,821	47,657
小松市	小松市	104,751	102,005	98,779	95,185	91,386	87,757
加賀市	加賀市	62,425	57,465	52,479	47,503	42,679	38,195
かほく市	かほく市	33,588	32,667	31,601	30,449	29,272	28,130
能美市	能美市	48,806	48,249	47,369	46,301	45,103	43,872
津幡町	津幡町	36,645	36,065	35,331	34,440	33,320	32,103
内灘町	内灘町	26,931	26,610	26,103	25,504	24,838	24,110
羽咋郡市(広)	羽咋市	20,353	18,900	17,441	15,937	14,402	12,962
	志賀町	18,713	17,001	15,312	13,648	12,017	10,524
	宝達志水町	12,037	10,888	9,794	8,727	7,667	6,696
	計	51,103	46,789	42,547	38,312	34,086	30,182
白山野々市(広)	白山市	107,461	104,853	101,662	97,906	93,738	89,546
	野々市市	58,046	59,978	61,178	61,675	61,545	60,880
	川北町	6,421	6,490	6,511	6,503	6,447	6,376
	計	171,928	171,321	169,351	166,084	161,730	156,802
奥能登(広)	輪島市	24,125	21,331	18,788	16,454	14,245	12,241
	珠洲市	12,903	11,329	9,866	8,474	7,215	6,112
	穴水町	7,801	6,848	5,965	5,153	4,382	3,672
	能登町	15,548	13,627	11,833	10,183	8,648	7,259
	計	60,377	53,135	46,452	40,264	34,490	29,284
石川県		1,133,021	1,104,368	1,070,727	1,032,500	990,439	947,918

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」

(3) 市町の財政状況

平成21年度から平成30年度の過去10年の県内市町の消防費の推移を見ると、増減はあるものの概ね横ばいで推移している。しかしながら、少子高齢化に伴う人口減少により生産年齢人口の減少が見込まれ、現在の消防体制を維持するには、財政運営面での厳しさが予想される。

【平成21年度から平成30年度までの県内市町の消防費の決算額】

区 分	消防費の内訳（千円）						計
	人件費	物件費	維持補修費	補助費等	普通建設事業費	その他	
平成21年度	10,684,772	1,396,942	46,472	7,599,480	2,927,166	92,667	22,747,499
平成22年度	10,392,904	1,410,031	47,126	7,939,725	4,008,331	388,547	24,186,664
平成23年度	10,433,995	1,581,930	42,898	5,256,103	2,419,436	388,459	20,122,821
平成24年度	10,419,803	1,748,782	51,693	5,523,956	5,520,497	101,537	23,366,268
平成25年度	10,238,810	1,631,405	49,849	5,960,120	7,924,762	2,825	25,807,771
平成26年度	10,668,209	1,574,760	46,903	5,854,261	9,483,976	5,325	27,633,434
平成27年度	10,655,470	1,658,061	68,504	5,749,075	8,847,613	21,388	27,000,111
平成28年度	10,892,573	1,716,046	40,256	5,931,200	7,887,046	65,292	26,532,413
平成29年度	10,982,240	1,818,829	386,187	5,822,805	3,255,605	19,058	22,284,724
平成30年度	11,235,008	1,908,812	63,386	5,630,825	4,225,180	9,724	23,072,935

出典：「石川県消防防災年報」

第2章 自主的な市町の消防の広域化の推進

1 消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。

具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と

基盤の強化が期待される。

こうしたことから、国では、平成 18 年 6 月 14 日、消防組織法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 64 号)を施行するとともに、平成 18 年 7 月 12 日、市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成 18 年消防庁告示第 33 号)(以下「指針」という。)を定め、市町村の消防の広域化を推進することとした。

これらを受け、都道府県は、自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下「推進計画」という。)を定めることとなった。

また、推進計画で定める広域化対象市町においては、広域化によって消防力を低下させることなく消防体制の整備が図られるよう、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画(以下「広域消防運営計画」という。)の作成等、広域化に向けた取組を行い、推進計画策定後 5 年度以内となる平成 24 年度までを目途に広域化を実現することとされた。

その後、国は、さらなる広域化を進めるため、平成 25 年 4 月 1 日に指針を一部改正し、広域化の実現の期限を平成 30 年 4 月 1 日まで延長したが、全国的には、管轄人口 10 万未満の小規模な消防本部が全消防本部の約 6 割を占め、広域化の進捗が十分とはいえない状況であった。

一方、今後の人口減少に伴い、生産年齢人口が減少し財政面の制約がより厳しくなることや、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性が高いこと、さらに、高齢化の進展に伴い、自力避難困難者の増加による予防業務の重要性の増大や、救急需要の拡大なども見込まれ、国は、平成 30 年 4 月 1 日に指針を一部改正し、広域化の実現の期限を令和 6 年 4 月 1 日まで更に延長することとした。

2 消防の広域化に向けたこれまでの取組み

(1) 石川県消防広域化基本計画の策定

本県における消防広域化に関する取り組みについては、平成 12 年度に学識経験者などからなる「石川県消防広域化検討委員会」を設置し、平成 13 年 3 月に、将来における県内常備消防体制の構想及び推進方策等を盛り込んだ「石川県消防広域化基本計画」(以下「県基本計画」という。)を取りまとめた。

この県基本計画において、第 1 段階として小規模消防本部(管内人口 4 万人未満の消防本部)の解消、第 2 段階として広域消防(県内 4 ブロック)の確立という県内消防の広域再編の基本的方向が示されている。

[広域消防の確立：4ブロック]

- ・能登北部ブロック：奥能登広域圏事務組合消防本部
- ・能登中部ブロック：七尾鹿島広域圏事務組合消防本部（現 七尾鹿島消防本部）
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部
- ・石川中央ブロック：金沢市消防局
かほく市消防本部
津幡町消防本部
内灘町消防本部
白山石川広域消防本部（現 白山野々市広域消防本部）
- ・南加賀ブロック：小松市消防本部
加賀市消防本部（旧山中町消防本部含む）
能美広域事務組合消防本部（現 能美市消防本部）

[決定経緯]

- ・小規模消防本部の解消
- ・広域防災圏（3ブロック）を基本
- ・広域市町村圏（5ブロック）、二次医療圏（4ブロック）等を参考
- ・能登地区は、地理的・社会的条件を考慮して2つに分割

なお、平成の市町村大合併により、平成17年10月1日、加賀市と山中町が合併されたことに伴い、山中町消防本部が廃止され、加賀市消防本部が設置された。

これによって、小規模消防本部（山中町消防本部）が1つ解消された。なお、市町村合併において、県内41市町村が19市町となったが、県内消防本部の管轄区域内における合併であったため、加賀市消防本部以外では、消防本部の広域化・再編等は進まなかった。

(2) 石川県消防広域化検討会議の設置

平成18年6月の消防組織法の一部改正を受け、石川県消防広域化推進計画（以下「県推進計画」という。）の取りまとめ等を目的として、県は、「石川県消防広域化検討会議」（以下「検討会議」という。）（平成19年6月1日設置）を設置するとともに、検討会議のもとに「市町消防広域化の推進計画に関するワーキンググループ」を設置し、県推進計画の策定に向け検討を行った。

なお、検討会議では、消防救急無線のデジタル方式への移行に伴う消防救急無線の広域化・共同化等に係る基本的整備計画のとりまとめについても併せて検討を行った。

(3) 石川県消防広域化推進計画の策定

県推進計画の策定にあたっては、国の指針で、市町村の消防の広域化の規模として、管轄人口おおむね30万人以上の規模を1つの目標とすることが適当とされている一方で、それぞれの地域においては、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の実情をそれぞれ有しており、これらに十分な考慮が必要とされていることから、検討会議では、県基本計画に示されている県内4ブロックによる市町消防の広域化をベースに、国の指針の内容を踏まえ検討を進めた。

検討の結果、市町の意向も尊重し、将来的に県内を5つのブロックに分け、消防の広域化を進めていく推進計画を平成20年3月に策定した。

5ブロックの消防本部体制では、消防本部の管轄面積についてもブロック化を行わない状態での約20～1,130k㎡と比較し、約664～1,130k㎡と均衡が図られることとなる。

なお、県内1ブロック化については、本県は南北に約200kmと細長い地形であることから、地域に密着した住民サービスが求められる消防行政を円滑に行う面で現実的ではないと整理した。

【5ブロックの消防本部体制の考え方】

検討のベースとした4ブロックのうち、石川中央ブロックについては、既に2市2町（金沢市、かほく市、津幡町、内灘町）において、消防通信指令事務の共同運用が平成20年4月1日から開始される予定であったこと、白山野々市広域消防本部において消防指令センターを含む新庁舎建設の準備が進んでいたことなどにより、県推進計画策定後5年度以内の消防広域化を見据え、今回の消防広域化としては、県基本計画における石川中央ブロックを、石川中央ブロックと白山石川ブロックの2つに分割することとした。

また、将来人口の減少が最も見込まれる能登地区については、県基本計画のとおり、広域市町村圏・二次医療圏等を参考としたうえで、地理的（奥能登広域圏事務組合消防本部は県全体の約27%の面積を占めている）・社会的条件を考慮して、能登北部ブロックと能登中部ブロックとした。

【基本計画 4ブロック】

ブロック名	消防本部
能登北部	奥能登広域圏事務組合消防本部
能登中部	七尾鹿島広域圏事務組合消防本部 (現 七尾鹿島消防本部)
	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部
石川中央	金沢市消防局
	かほく市消防本部
	津幡町消防本部
	内灘町消防本部
	白山石川広域消防本部 (現 白山野々市広域消防本部)
南加賀	小松市消防本部
	加賀市消防本部
	能美広域事務組合消防本部 (現 能美市消防本部)

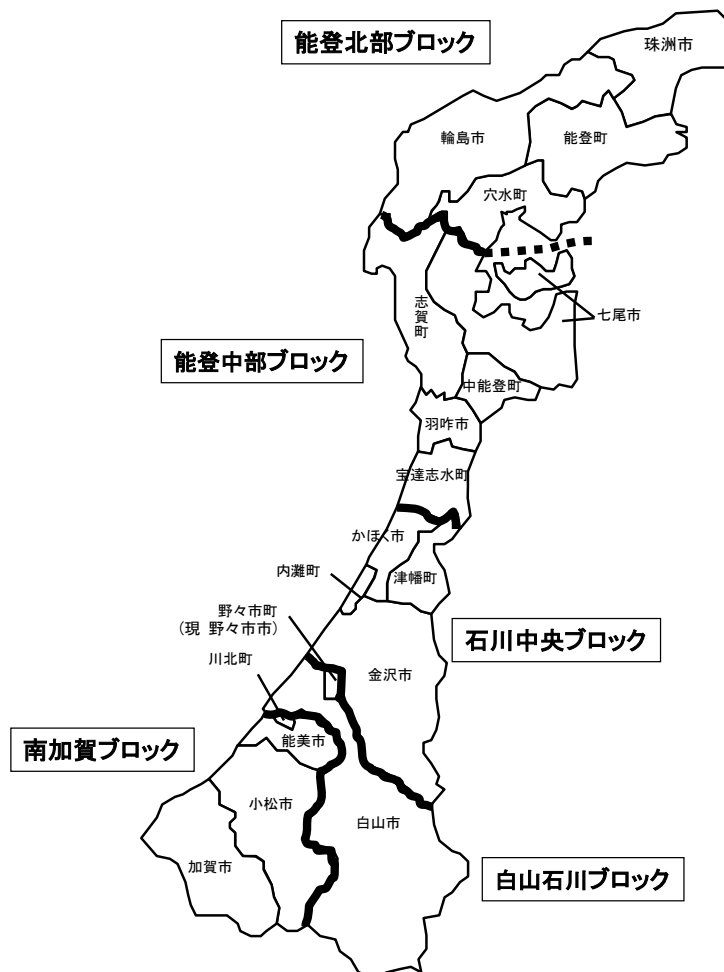
【県推進計画 5ブロック】

ブロック名	消防本部
能登北部	奥能登広域圏事務組合消防本部
能登中部	七尾鹿島広域圏事務組合消防本部 (現 七尾鹿島消防本部)
	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部
石川中央	金沢市消防局
	かほく市消防本部
	津幡町消防本部
	内灘町消防本部
白山石川	白山石川広域消防本部 (現 白山野々市広域消防本部)
南加賀	小松市消防本部
	加賀市消防本部
	能美広域事務組合消防本部 (現 能美市消防本部)



※消防本部名は、計画策定当時の名称

【広域化対象市町の組合せ】



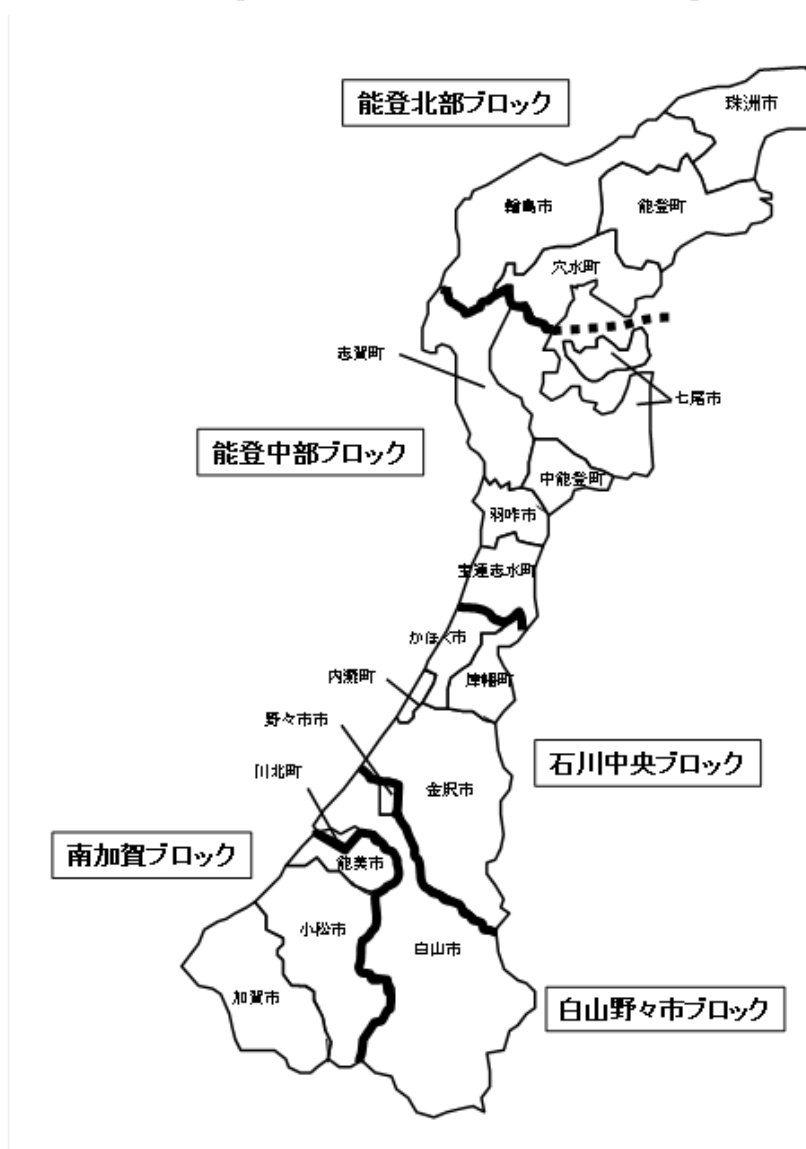
(4) 広域化対象市町の変更

平成 20 年 3 月に策定した県推進計画に基づき、消防の広域化を目指していたが、広域化対象市町から広域化ブロックの変更について要望があったことから、広域化ブロックを構成する市町の変更について検討を行った。

検討の結果、関係する市町からの合意が得られたことから、平成 29 年 3 月に県推進計画の一部を次のとおり変更した。

変 更 前	変 更 後
南加賀ブロック 構成市町：加賀市、小松市、能美市、川北町	南加賀ブロック 構成市町：加賀市、小松市、能美市
白山石川ブロック 構成市町：白山市、野々市市	白山野々市ブロック 構成市町：白山市、野々市市、川北町

【変更後の広域化対象市町の組合せ】



第3章 自主的な市町の消防の広域化の対象となる市町の組合せ

平成30年の国の指針の一部改正を踏まえ、平成20年3月に策定した県推進計画での広域化対象市町の組合せ及び5ブロックの消防本部体制について、各消防本部への意向調査を行った。

意向調整の結果、平成20年3月に策定した県推進計画での広域化対象市町の組合せ及び5ブロックの消防本部体制が妥当であるとの意見であり、引き続き、県内を能登北部、能登中部、石川中央、白山野々市、南加賀の5ブロックとした広域化対象市町の組合せによる消防本部体制を目指し、消防の広域化を進めていくこととする。

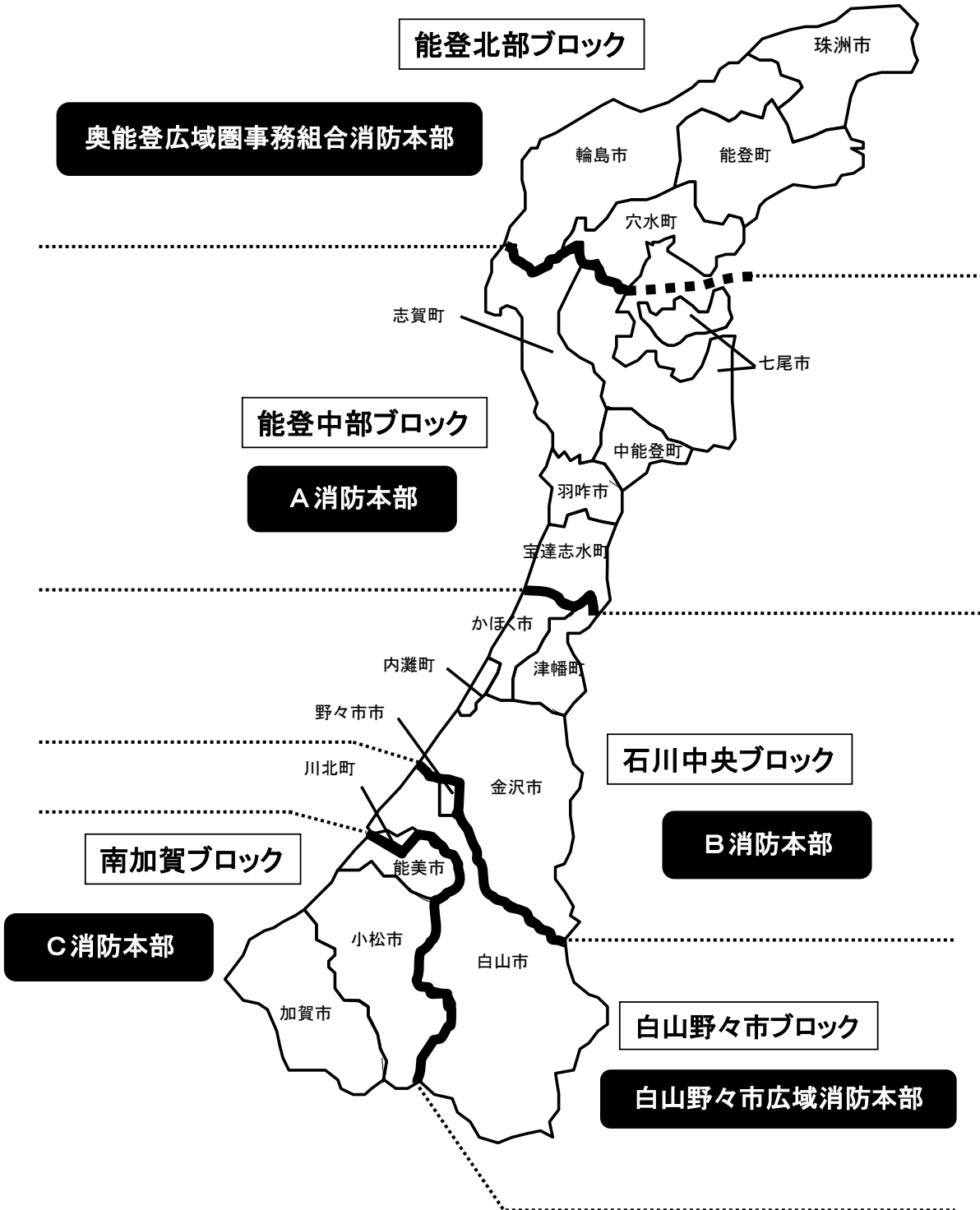
【県推進計画における広域化後の消防本部体制（県内5ブロック）】

ブロック名	広域化対象市町の組合せ	現在の消防本部体制	広域化後の消防本部体制
能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	奥能登広域圏事務組合消防本部	奥能登広域圏事務組合消防本部
能登中部	七尾市、中能登町	七尾鹿島消防本部	A 消防本部
	羽咋市、志賀町、宝達志水町	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	
石川中央	金沢市	金沢市消防局	B 消防本部
	かほく市	かほく市消防本部	
	津幡町	津幡町消防本部	
	内灘町	内灘町消防本部	
白山野々市	白山市、野々市市、川北町	白山野々市広域消防本部	白山野々市広域消防本部
南加賀	小松市	小松市消防本部	C 消防本部
	加賀市	加賀市消防本部	
	能美市	能美市消防本部	

【参考：県基本計画における広域化後の消防本部体制（県内4ブロック）】

ブロック名	広域化対象市町の組合せ	現在の消防本部体制	広域化後の消防本部体制
能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	奥能登広域圏事務組合消防本部	奥能登広域圏事務組合消防本部
能登中部	七尾市、中能登町	七尾鹿島消防本部	A 消防本部
	羽咋市、志賀町、宝達志水町	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	
石川中央	金沢市	金沢市消防局	B 消防本部
	かほく市	かほく市消防本部	
	津幡町	津幡町消防本部	
	内灘町	内灘町消防本部	
	白山市、野々市市、川北町	白山野々市広域消防本部	
南加賀	小松市	小松市消防本部	C 消防本部
	加賀市	加賀市消防本部	
	能美市	能美市消防本部	

【県推進計画における広域化対象市町の組合せと広域化後の消防本部体制】



【広域化前後での消防本部の体制概要】

消防本部		構成市町	管轄面積(k㎡)		人口(人)				消防吏員数(人)	
					令和2年		令和27年			
広域化前	広域化後		広域化前	広域化後	広域化前	広域化後	広域化前	広域化後	広域化前	広域化後
奥能登(広)	奥能登(広)	輪島市	1130.00	1130.00	60,377	60,377	29,284	29,284	191	191
		珠洲市								
		穴水町								
		能登町								
七尾鹿島	A消防本部	七尾市	407.74	847.88	68,920	120,023	47,657	77,839	141	253
		中能登町								
羽咋郡市(広)	A消防本部	羽咋市	440.14	847.88	51,103	120,023	30,182	77,839	112	253
		志賀町								
		宝達志水町								
かほく市	B消防本部	かほく市	64.44	664.15	33,588	564,711	28,130	514,169	59	563
津幡町		110.59	36,645		32,103		45			
内灘町		20.33	26,931		24,110		33			
金沢市		468.79	467,547		429,826		426			
白山野々市(広)	白山野々市(広)	白山市	783.13	783.13	171,928	171,928	156,802	156,802	224	224
小松市	C消防本部	小松市	371.05	761.06	104,751	215,982	87,757	169,824	133	337
		加賀市	305.87		62,425		38,195		114	
能美市	C消防本部	能美市	84.14	761.06	48,806	215,982	43,872	169,824	90	337

消防本部		消防用車両(台)									
		消防ポンプ自動車 (署所管轄分)		はしご自動車		化学消防車		救急自動車		救助工作車	
広域化前	広域化後	広域化前	広域化後	広域化前	広域化後	広域化前	広域化後	広域化前	広域化後	広域化前	広域化後
奥能登(広)	奥能登(広)	12	12	0	0	2	2	9	9	1	1
七尾鹿島	A消防本部	7	13	2	4	2	5	6	10	1	2
		6	13	2	4	3	5	4	10	1	2
かほく市	B消防本部	3		0		0		2		1	
津幡町		2		0	3	1	4	2	14	1	4
内灘町		2	21	0	3	0	4	1	14	0	4
金沢市		14	21	3	3	3	4	9	14	2	4
白山野々市(広)	白山野々市(広)	10	10	2	2	2	2	8	8	1	1
小松市	C消防本部	6		1		1		5		1	
加賀市		8	18	1	2	1	3	4	12	1	3
能美市		4	18	0	2	1	3	3	12	1	3

※「管轄面積」は国土地理院公表データ(R2.7.1現在)より、「人口」は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」より、「消防吏員数」は消防庁の「消防防災現況調査」(R2.4.1現在)より、「消防用車両」は消防庁の「消防施設整備計画実態調査」(H31.4.1現在)より

第4章 自主的な市町の消防の広域化を推進するために必要な措置

1 広域化対象市町における広域消防運営計画の作成

広域化対象市町は、消防組織法等に基づき、対象市町間における協議を経て広域消防運営計画を作成することとなる。

広域消防運営計画に定める事項としては、

- ① 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- ② 消防本部の位置及び名称
- ③ 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

などが国から示されているが、地域の事情に応じ関係市町において、広域消防運営計画に定める必要があると判断する事項については、適宜、広域消防運営計画に定

めることが望ましい。

また、第5章及び第6章で示す事項についても、可能な限り広域消防運営計画において定めるものとする。

2 消防の広域化の実現の期間

国の基本指針により、広域化対象市町においては、広域消防運営計画の作成等、消防の広域化に向けた取組を行い、令和6年度4月1日を目途に広域化を実現することとなっている。

3 消防の広域化の手法（方式）

消防の広域化にあたっては、主に、一部事務組合、広域連合又は事務委託の方式により行われることが考えられるが、県内においては、既に4消防本部が一部事務組合方式、1消防本部が事務委託の方式により運営されていることを踏まえ、地方自治法に規定されているこの一部事務組合方式や事務委託の方式などにより、消防の広域化を図ることとする。

4 消防の連携・協力

消防の広域化の実現には時間を要する地域もあることから、国の指針では、そのような地域においては、まずは、消防の連携・協力を行い、消防の広域化に繋げていく必要があるとしており、消防の連携・協力の方法として、高機能消防指令センターの共同運用、消防用車両の共同整備等が挙げられている。

(1) 高機能消防指令センターの共同運用

高機能消防指令センターを共同運用することにより、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができることに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。

また、現場に最先着できる隊に自動で出動命令を行う、いわゆる「直近指令」や、出動可能な隊がなくなった場合に、高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動命令を行う、いわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能である。

さらには、人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の広域化に繋げる効果が特に大きいとされていることから、本県においても、消防の広域化の推進のため、各ブロックを構成する消防本部において、高機能消防指令センターの共同運用について積極的に検討していくこととする。

(2) 消防用車両の共同整備

高機能消防指令センターの共同運用ほか、消防の広域化に繋がる消防の連携・協力の一つの取組として、消防用車両の共同整備についても示されていることから、本県においても、消防用車両の共同整備についても、出来るだけ検討を行うものとする。

5 消防の広域化に向けた国・県の支援

(1) 国の支援

消防の広域化にあたって、国の支援対策として、情報の提供の実施や消防広域化推進アドバイザー制度などがある。

また、財政支援措置として、広域消防運営計画の作成経費を特別交付税として措置されているほか、地方債の特別な配慮として、一般単独事業債の充実などが図られている。

しかしながら、各市町の財政状況の厳しさも一層増していることもあり、更なる国からの財政支援措置が望まれるところである。

(2) 県の支援

消防の広域化にあたって、県は、国等からの情報の提供、県民への広報、広域化対象市町における広域消防運営計画の作成等に際する相談及び会議等への職員の参画など、必要な措置を講じるものとする。

第5章 広域化後の消防の円滑な運営の確保

1 消防体制の整備

消防の広域化が行われた後、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

なお、今回の消防の広域化においては、広域化による人員の削減やコスト削減などの合理化が目的ではないため、本部機能統合による効率化などに伴う人員については、現場活動要員の増員などにより消防力の強化を図るべきである。

2 構成市町等間の関係

市町の消防の広域化は、主に、一部事務組合又は広域連合、事務委託の方式により行われることとなるが、その場合、広域化後の消防は、構成市町との意思疎通及び情報提供に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、次のような事項について、構成市町等間において十分協議の上、可能な限り、組合等の規約・規程等において定めることとすることが有効である。

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町ごとの負担金の額又は負担割合に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画
- ⑤ 災害時に構成市町の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画
- ⑥ 構成市町間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等、構成市町間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み
- ⑦ 組合等の運営に関し、住民の意見を反映できる仕組み

第6章 市町の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、今回の消防の広域化の対象とされていないことから、従来通り、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第37条に基づき、市町の合併等、消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、1市町に1団を置くものとする。

消防団については、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となるが、そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町等の消防団と当該構成市町等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所と消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて、広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が業務を実施する必要がある。

この場合、市町の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町等と当該構成市町等の区域に存する消防署所との連携確保のため、定例的な連絡会議の開催、各市町の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる 24 時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて、広域化後の消防本部と構成市町等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

【 資 料 】

【石川県消防広域化検討会議設置要綱】

1 目 的

消防組織法（平成 18 年 6 月一部改正）及び市町村の消防の広域化に関する基本方針（平成 18 年 7 月消防庁告示第 33 号）に基づき、自主的な市町村の消防の広域化を円滑に推進するための計画（以下「推進計画」という。）及びデジタル方式への移行に伴う消防救急無線の広域化・共同化等に係る基本的な整備計画（以下「整備計画」という。）のとりまとめ等を目的として、石川県消防広域化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 検討事項

検討会議は、次に掲げる事項について、調査検討を行うものとする。

- (1) 推進計画のとりまとめに関すること。
- (2) 整備計画のとりまとめに関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要なこと。

3 委 員

- (1) 検討会議は、別表に掲げる委員で構成する。
- (2) 検討会議の座長は、石川県危機管理監室消防保安課長とする。
- (3) 座長は、会務を総括し、検討会議を代表する。
- (4) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定した構成員がその職務を代理する。

4 ワーキンググループ

- (1) 検討会議には、検討会議の検討を円滑に実施するため、次に掲げるワーキンググループを置くことができる。
 - (ア) 市町消防広域化の推進計画に関するワーキンググループ
 - (イ) 消防救急無線の整備計画に関するワーキンググループ
- (2) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、別に定める。

5 会 議

- (1) 検討会議は、座長が必要に応じて召集する。
- (2) 座長は、会議の議長となり、議事を統括する。
- (3) 座長は、特に必要があると認めたときは、構成員以外の者を検討会議に出席させることができる。

6 任 期

検討会議及びワーキンググループの構成員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

7 庶務

検討会議及びワーキンググループの庶務は、石川県危機管理監室消防保安課において行う。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(委員名簿)

所 属	役 職	氏 名	備 考
金沢市	消防局長	川村 外志夫	県消防長会長
小松市	消防長	東 康昭	
加賀市	消防長	松村 勇一	
かほく市	消防長	高橋 勲	
津幡町	消防長	藤本 広昭	
内灘町	消防長	島田 敏郎	
能美広域事務組合	消防長	苗代 実	
七尾鹿島広域圏事務組合	消防長	島崎 久治	
羽咋郡市広域圏事務組合	消防長	高田 昌信	
白山石川広域事務組合	消防長	米山 正昭	
奥能登広域圏事務組合	消防長	森山 博	
石川県総務部	地方課長	浜田 孝	
石川県危機管理監室	消防保安課長	神田 泰	座長

※設置当時

【消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）（抜粋）】

第四章 市町村の消防の広域化

（市町村の消防の広域化）

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

（基本指針）

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- 三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

（推進計画及び都道府県知事の関与等）

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
- 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市

町村の意見を聴かなければならない。

- 4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(広域消防運営計画)

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- 二 消防本部の位置及び名称
- 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

(国の援助等)

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

【市町村の消防の広域化に関する基本指針】

消防庁告示第三十三号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。

平成十八年七月十二日

消防庁長官 板倉 敏和

市町村の消防の広域化に関する基本指針

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百十一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町村合併の状況と比

較すると、広域化が十分進んだとは言い難い状況にあった。そこで、平成十八年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められてきたところであるが、本指針が策定された当初の広域化の実現の期限としていた平成二十四年度末には平成十八年四月から更に二十七本部が減少し、消防本部数は七百八十四本部となり、平成二十五年に改正された本指針の新たな推進期限としていた平成三十年四月一日には更に五十六本部が減少し、消防本部数は七百二十八本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人口十万未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、既に人口減少社会が到来している。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。また、人口減少により低密度化が進展しているが、消防活動として必要な署所等の数は大きくは変化しないものと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高い。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられる。

さらに、高齢化の進展に伴い、自力避難困難者の増加により予防業務の重要性がより一層増しているほか、救急需要が拡大しており、特にこうした面では、消防力の強化をしていかなければならない。また、消防力に関して、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）及び消防水利の基準（昭和三十九年消防庁告示第七号）に規定する消防力に対する整備率を見ると、平成二十七年四月一日現在、消防職員については七十七・四％、消防水利については七十三・六％にとどまっているなど、依然として整備率が低いものがある。とりわけ、小規模消防本部においては、大規模な消防本部よりも整備率が低い傾向にあり、例えば、消防職員については、管轄人口三十万以上の消防本部が八十七・〇％である一方、小規模消防本部においては、六十六・一％にとどまっている。そのほか、はしご車、化学消防車、救助工作車、消防水利等についても、消防本部の規模による顕著な差が見られる。

さらに、昨今注目されている、消防本部におけるハラスメント等への対応や女性活躍を推進するという観点でも、組織管理体制の基盤の強化が重要な課題となっている。

加えて、近年の東日本大震災での教訓や自然災害の多発、大規模市街地火災等の発生、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえても、広域化による小規模消防本部の解消が重要である。

以上のことから、国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっている。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

3 平成三十年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、平成三十年四月一日に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の実情によって左右される面があるものと考えられる。また、本指針一、1でも述べたように、平成十八年からの広域化の継続した推進により、気運の高い地域等において、広域化は一定程度進み、成果が現れているが、依然として、広域化の必要性が高い小規模消防本部が残されている。

まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要である。特に小規模消防本部については、今後のあり方を抜本的に議論する必要がある。

また、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割が特に重要である。平成二十年及び平成二十一年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊に関する事務と傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務が都道府県の事務に追加されたことから明らかなように、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まっている。広域化についても、本指針一、1で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

広域化の推進に当たっては、消防組織法が改正された平成十八年以降の十年以上にわたる取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、推進計画を再策定する必要がある。その際、都道府県は、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議論していく必要がある。

なお、本指針一、4に掲げる国の施策及び本指針三、5に掲げる各都道府県における措置を重点的に実施する地域（以下「消防広域化重点地域」という。）については、これまで以上に積極的に指定し、広域化を推進するものとする。

あわせて、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うこと（以下「消防の連携・協力」という。）についても、推進していくものとし、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが期待される。

4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

本指針一、3を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

(1) 消防広域化推進本部の設置

消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

(2) 広報及び普及啓発

市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

(3) 都道府県及び市町村に対する情報提供

広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広

域化に関する取組の促進を図る。

(4) 相談体制の確保充実

広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

(5) 財政措置

① 広域化関連事業

都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供若しくは助言、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費について所要の普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合（以下「組合」という。）で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、消防広域化重点地域に対するものに重点化して行うこととしている。

(i) 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この①において「市町村の消防の広域化」という。）に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。

(ii) 市町村の消防の広域化（平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）の増改築（広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものについては、新築を含む。）であって、当該広域化後十年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成三十年四月一日までに広域化した消防本部にあつては平成四十年四月一日までに完了するもの。（iii）において同じ。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iii) 市町村の消防の広域化（平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するために必要となる改

築であって、当該広域化後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる

- (iv) 市町村の消防の広域化に伴う消防本部庁舎の整備に要する経費について所要の地方債措置を講ずる
- (v) 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (vi) 市町村の消防の広域化（平成三十六年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備事業であって、当該広域化後五年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成三十年四月一日までに広域化した消防本部にあつては平成三十五年四月一日までに完了するもの。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (vii) 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

② 連携・協力関連事業

組合で消防の連携・協力を行う市町村の加入するもの又は消防の連携・協力を行う市町村（以下「連携・協力実施市町村等」という。）に対して、当該連携・協力実施市町村等が消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を達成するために行う事業のうち特に消防の広域化につなげる効果が高いものに要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

- (i) 消防の連携・協力のに伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの新築・増改築であって、平成三十六年四月一日までに完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (ii) 消防の連携・協力のに伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等の整備であって、平成三十六年四月一日までに完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (iii) 消防の連携・協力のに伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するも

のと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえると、平成三十六年四月一日を期限として広域化に取り組むことが必要である。

(1) 都道府県の推進計画等

平成三十年度中を目途として、消防本部、市町村等と緊密に連携し、検討した上で推進計画の再策定又は策定を行うよう努めること。

(2) 市町村の消防の広域化

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、平成三十六年四月一日までに広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めるよう努めることとされている推進計画には、おおむね次のような事項を定めることとなる。

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

次のような事項に留意して定めること

- ① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
- ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
- ③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。

(2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して定めること。

- ① 広域化を推進するに当たっては、まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要であるため、都道府県が市町村に対し、当該分析・検討を行うために積極的な助言・支援を行う必要があること。
- ② 市町村の分析・検討を踏まえた上で、消防組織法が改正された平成十八年以降の約十年間における、推進計画に対する広域化の進捗、広域化消防本部の効果、各都道府県における消防需要の動向等を振り返り、消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況などの市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展も踏まえ、おおむね十年後の消防体制の姿を見通す必要があること。

(3) 広域化対象市町村の組合せ

本指針三、2に基づき定めること。

なお、広域化対象市町村の組合せに基づく本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定等を行う場合については、本指針三、3によること。

また、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）についても、本指針三、4に基づき定めること。

(4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本指針三、4に基づき定めること。

(5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

(6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

2 推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

(1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。現行の推進計画において、一の都道府県全体を一つの単位とした区域（以下「全県一区」という。）での広域化を規定した都道府県が一定数あるが、全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。

しかしながら、本指針一、1でも述べたように、消防の広域化を推進し、小規模消防本

部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっていることに鑑み、小規模消防本部及び消防吏員数が百人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。とりわけ、消防吏員数が五十人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）については、原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。

以上のことを踏まえ、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね十年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとする。その際、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定めるものとする。

（２）配慮及び留意すべき事項

非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

３ 消防広域化重点地域の指定等

（１）消防広域化重点地域の指定の趣旨

十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村等を消防広域化重点地域に指定し、他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に広域化を推進することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するものとする。

（２）都道府県知事による重点地域の指定及び公表等

都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを消防広域化重点地域として指定することができる。

- ① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
- ② 広域化の気運が高い地域

なお、推進期限である平成三十六年四月一日までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、具体的には、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましい。

- （i）特定小規模消防本部
- （ii）非常備市町村
- （iii）広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を消防広域化重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。

なお、消防広域化重点地域の指定を行ったときはその旨を、当該消防広域化重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

(3) 関係市町村の意見の聴取等

消防広域化重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。

また、消防広域化重点地域に指定された市町村以外の市町村から消防広域化重点地域の指定を求める意見等があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする消防広域化重点地域の指定等に努めるものとする。

(4) 消防広域化重点地域の指定の変更

(2) 及び(3)は、消防広域化重点地域の指定の変更について準用する。

4 推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準

(1) 消防の連携・協力の意義

消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策であるが、消防の広域化の実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防の広域化につなげるべく、消防の連携・協力を行うことが必要である。

(2) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方

連携・協力対象市町村の組合せを定めるに当たっては、消防の広域化と同様に地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討することが必要である。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、高機能消防指令センターの共同運用、消防用車両・消防署所の共同整備等が挙げられる。

(3) 高機能消防指令センターの共同運用

高機能消防指令センターを共同運用することにより、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができることに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。また、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能である。

さらには、人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につなげる効果が特に大きい。

以上のことから、高機能消防指令センターの共同運用については、広域化の推進と併せて、積極的に検討する必要がある。

都道府県においては、上記のことを十分に認識した上で、まずは市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、高機能消防指令センターの共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。

なお、高機能消防指令センターを共同運用する規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区とする必要がある。また、既に高機能消防指令センターを共同運用している地域にあっては、上記のような高度な運用により、その効果を最大限に生かすことが望ましい。

5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤ 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に組合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規

程等において定めることとすることが有効である。

(1) 組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、2のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保の

ための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等

④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。